

令和2年12月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油ストーブ(密閉式) 1件)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち電動アシスト自転車1件、電気ポンプ(井戸用)1件、
エアコン(室外機)1件、草刈機1件、靴(パンプス)1件)

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 加藤、鈴木、豊田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

F A X : 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000627	令和2年11月15日	令和2年11月27日	石油ストーブ(密閉式)	RF-68BFS	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000623	令和2年11月18日	令和2年11月26日	電動アシスト自転車	火災	店舗の駐輪場で、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000624	令和2年11月17日	令和2年11月26日	電気ポンプ(井戸用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	
A202000625	令和2年8月7日	令和2年11月26日	エアコン(室外機)	火災	当該製品の連絡配線を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年10月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月12日
A202000626	令和2年10月31日	令和2年11月27日	草刈機	死亡1名	使用者が当該製品を操作していたところ、当該製品が他の人に当たり、病院へ搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月19日
A202000628	令和2年10月5日	令和2年11月27日	靴(パンプス)	重傷1名	当該製品を履いて階段を下りていたところ、転倒し、左足指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月16日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし